

平成 27 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

1

民法・商法〔全 450 点中 200 点〕

平成 26 年 11 月 2 日（日曜日）  
9 時 30 分～11 時 30 分（120 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 8 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題 1 (民法 150 点)

次の【事例 1】を読んで〔設問 1〕に、【事例 2】を読んで〔設問 2〕にそれぞれ答えなさい。

### 【事例 1】

1 Xは、銀行員であるが、妻Yと協議離婚をした際、自らの不貞行為により離婚に至ったことについてのYへの謝罪の気持ち、そして、自らにはそれなりの収入があるので今後Yが生活に困らないようにするため、自宅を含む所有不動産全部をYに譲渡する旨の財産分与契約（以下「本件契約」という）をし、移転登記も了した。

本件契約時、Xは、この財産分与については、財産を譲り受けるYのみに課税されるものと考えており、実際、課税されるYのことを心配してこれを気遣う発言をしていたし、Yも自己に課税されるものと理解していた。そのため、本件契約時には、Xに課税されることはXY間で話題にならなかった。

2 しかし、その後、Xは、職場の上司に離婚の報告をした際、上司の指摘により、自己に約1億円の譲渡所得税が課されることを知った。

そこで、Xは、Yに対し、譲渡所得税が支払える分だけでも不動産を返還して欲しいとお願いしたが、Yはこれに応じなかった。

3 Xとしては、このままでは譲渡所得税が支払えないので、本件契約自体をなかつたことにしたいと考え、弁護士Lに相談したところ、弁護士Lとしては、Xの錯誤を理由に本件契約の無効を主張し、分与した不動産全部につき所有権移転登記抹消登記請求をすることができないか検討することとした。

### 〔設問 1〕 (90 点)

(1) 本件契約において、Xの意思表示にどのような錯誤があるか、具体的事実を指摘しつつ錯誤の内容を明らかにしたうえで、当該錯誤が民法95条にいう「錯誤」に該当するか否かについて、判例法理を踏まえつつ、具体的な事実関係に即して論じなさい。(40点)

(2) 本件において、Xの錯誤が「法律行為の要素」の錯誤といえるか、判例法理を踏まえつつ、具体的な事実関係に即して論じなさい。(35点)

(3) 本件においてXの錯誤無効の主張が認められるとした場合、Xは、Yに対し、分与した不動産全部につき所有権移転登記抹消登記請求をすることができるが、それはどのような民法上の権利に基づくものか、簡潔に理由を付して述べなさい。(15点)

### 【事例2】

- 1 Xは、甲土地を所有している。
- 2 Aは、Xの妻であるが、Yに対する1000万円の借入金債務の返済ができず、強く返済を迫られていたことから、所有者である夫Xに無断で権利証や実印等を利用して甲土地の名義をAに変更したうえ、平成26年7月31日、上記借入金の代物弁済として甲土地をYに譲渡する旨合意し、Yへの移転登記も了した。  
このとき、Yは、甲土地がXの所有だとは知らなかった。
- 3 同年8月8日、2の事実を知ったXは、Yに対し、所有権移転登記抹消登記請求をした。
- 4 その後、同月15日にAが急死し、Aの地位をXが相続した(XがAの唯一の相続人である。 )。
- 5 そこで、Yは、Xに対し、仮にAによる甲土地の代物弁済が他人物の代物弁済であったとしても、AはXから所有権を取得してYに移転する義務を負っていたのであり(民560条)、そのAの地位を所有者Xが相続し、所有権の移転ができる状態になったのであるから、甲土地の所有権はYに移転していると反論した。

### 【設問2】(60点)

- (1) まず、【事例2】の3の下線の事実が仮に「Xは、Yに対し、AのYに対する甲土地の代物弁済を認める旨の通知をした。」という事実

であったとしたら、A Y間の代物弁済契約は、いつからどのような効果を生じるか、根拠条文を指摘しつつ、簡潔に述べなさい。

そのうえで、【事例2】の3の下線の事実は、A Y間の代物弁済契約との関係でどのような法律上の意義を有すると考えられるか、理由を付して述べなさい。(25点)

(2) 【事例2】の5のYの反論に対し、Xの立場からどのような再反論をすべきか、説得力を高めるために複数の理由を付して述べなさい。

また、Xの再反論が認められた場合、Yの利益はどのように図られるかについても簡潔に述べなさい。(35点)

## 問題 2 (商法 50 点)

次の【事例】を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。なお、各設問は各々独立したものとして解答すること。

### 【事例】

X社はモバイルゲームの研究・開発・販売等を目的とする株式会社であり、その株式をジャスダックに上場しているが、種類株式発行会社ではない。X社の発行済株式総数は10万株であるが、そのうち3万株はX社が保有している。携帯電話の研究・開発・販売等を目的とする株式会社であるY社は、1年前からX社の株式を保有していたが、1か月前からX社株式を大量に買い集め、現在、3万株を保有するに至っている。Y社がこのようにX社株式を買い集めたことにより、それまで6万円前後であったX社株式の1株あたりの価格は現在20万円前後に急激に上昇した。X社代表取締役AらX社経営陣は、Y社がこれ以上X社株主総会における議決権比率を増やすとY社に経営を乗っ取られると考え、Y社による乗っ取りを防ぐための対策を検討している。

### 〔設問 1〕 (25 点)

X社は、Y社の議決権比率を下げる必要があると考え、その保有するX社株式を取引先のB社に売却することを計画している。この計画を知り、その実行を阻止したいと考えたY社は、会社法上どのような措置をとることができるか。「支配権について争いがある会社において株主の持株比率に重大な影響を及ぼすような数の新株が発行され、それが第三者に割り当てられる場合、その新株発行が特定の株主の持株比率を低下させ現経営者の支配権を維持することを主要な目的としてされたものであるときは著しく不公正な方法により行われる場合にあたりうる」旨の新株発行に関するいわゆる主要目的ルール（東京地決平1・7・25判時1317-28参照）を踏まえて論じなさい。

### 〔設問 2〕 (25 点)

X社代表取締役Aは、Y社がこれ以上X社の株式を買い集めることを防ぐ必要があると考え、分配可能額の範囲内で、X社を代表して市場でX社株式を買い集めることを計画している。この計画を知り、その実行を阻止したい

と考えたY社は、会社法 360 条の定める違法行為の差止請求に基づき、どのような措置をとることができるか。

以 上

平成 27 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

2

**刑法・刑事訴訟法〔全 450 点中 150 点〕**

平成 26 年 11 月 2 日（日曜日）  
12 時 45 分～14 時 15 分（90 分）

**注意事項**

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 6 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題 1 (刑法 100 点)

次の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

甲男は、A子を睡眠薬で眠らせた上で強いて姦淫する目的を秘して、同女を日帰りの登山に誘った。そして道に迷ったふりをして登山道を外れ、滅多に人が通らない脇道をしばらく進んだ。やがて日が暮れてきたので、今がチャンスだと思い、「急ぐとかえって危ないから小休止しよう。」と提案し、用意してきた睡眠薬入りの紅茶を何食わぬ顔をしてAに飲ませた。

数分後、Aが昏睡状態に陥ったのを確認して、甲は同女の体に手を伸ばそうとした。ところがそのとき、意外にも二人組の男性登山者がその場を通りかかった。登山者たちは甲とAの方を見て怪訝そうな顔をしたので、甲は「連れが貧血を起こしたので寝かせています。少し休んだら自力で歩いて下山できるので大丈夫です。」と咄嗟に嘘をつきその場を取り繕った。登山者たちは「そうですか。気をつけて。」と言って通り過ぎて行ったものの、甲は、きっと怪しまれたに違いない、顔を見られた以上姦淫はあきらめるしかないと考えて、昏睡状態のAをその場に残して一人で下山した。

Aが残された場所は、登山道から脇道を300メートルほど進んだところで、夜間は真っ暗で人が通ることはまずありえなかった。道幅は1メートル程度しかなく、道の片側はところどころ傾斜角約30度の下り斜面となっていて、足を踏み外せば5メートルほど低い場所にある雑木林まで転落する危険があり、日中でも気をつけないといけない場所であった。

甲は、山歩きが趣味でこの山に何度も登ったことがあるので、Aを残した場所の状況を熟知していた。また、同場所付近が携帯電話の圏外であることや、Aが懐中電灯を持っていないことも知っており、もしも同女が睡眠薬の影響が残った状態で暗闇の中を下山すれば足を踏み外して転落・負傷するかも知れないことを認識していた。しかし、姦淫の目的を遂げられなかったいまいままさから、そうなっても仕方ない、そのときは「急にAが意識不明になって動けなくなったのでとにかく助けを呼ぼうと一人で下山した。」「まさかAが意識を取り戻して暗い道を一人で下山するとは思わなかった。」など言えばよいと考えて下山したものであった。

Aは、数時間経って意識を取り戻し、真っ暗闇の中、下山するために歩き始めた。しかし意識が朦朧とした状態だったため、約50メートル進んだ地点でよろけて足を踏み外し、そのまま斜面を約30メートル転がり落ちて大腿骨骨折等の重傷を負った。

**〔設問〕**

甲の罪責について述べなさい。ただし、特別法上の犯罪には触れないでよい。

## 問題 2 (刑事訴訟法 50 点)

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

### 【事例】

被疑者 X にかかる窃盗被疑事件の担当検察官は、目撃者 W を参考人として取り調べ、その供述を録取した検面調書（以下「本件検面調書」という。）を作成し、末尾に W の署名押印を得た。

その後、所要の捜査を経て、X は、窃盗罪で起訴されたが、公判において犯行を否認した。同公判において、検察官が立証趣旨を「犯人と被告人との同一性、犯行状況等」として本件検面調書を証拠調請求したところ、弁護人は不同意の意見を述べたため、W の証人尋問が行われることになった。

ところが、W は、証人尋問が行われる予定日の 1 週間前に交通事故に遭い、意識不明の重体になってしまった。そこで、検察官は、「W の意識が回復するか否かは不明であり、仮に回復するとしても、証人尋問に耐えられるほどに回復するには、少なくとも 1 年以上の期間を要すると思われる」旨が記載された医師の診断書を添えて、本件検面調書を取り調べることを求めた。しかし、弁護人は、本件検面調書の取調べに異議を述べた。

### 【設問】

裁判所は「本件検面調書」を取り調べることができるかどうかについて論じなさい。

以上

平成 27 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

3

憲法 [全 450 点中 100 点]

平成 26 年 11 月 2 日 (日曜日)  
14 時 30 分 ~ 15 時 30 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（憲法 100点）

次の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

○県は日本国内で独特の文化を有し、地理的歴史的にも特有な島嶼（とうしょ、島々）県である。○県教育委員会では、独特の文化の継承、普及を目的に、2014年から新たに高校で空手を体育の選択必修科目として追加することになった。○県立N高校は○県内では進学校としても有名であるが、以前から文武両道の伝統校で、柔道は2回、剣道では3回全国制覇をしたこともある。体育の従来からの選択科目である剣道と柔道の授業及び部活動のための道場は、立派なものであったが、空手部は小さな教室を改造して使用していた。しかし、この改造教室では、今後新たな選択科目となった空手の授業実施のための空間的余裕がないことから、空手の道場を新築することになった。

YはN高校の校長として、2013年4月に赴任しており、自身が空手部出身であったこともあって、空手の普及に力を入れていた。新築の空手道場には柔道剣道と同じく簡単な神棚を造るよう指示し、2013年末には空手道場が完成した。

2014年4月入学者は、空手を最初に選択した高校生となることもあって、希望者の数も柔道、剣道を上回った。Xは新入生で、本人も両親も熱心なキリスト教の信者であった。Xは、柔道や剣道の道場には神棚があることを知っていたため、新たな科目なので、神棚がないと考え、空手を選択していた。N高校では、ホームページにもパンフレットにも、体育の選択科目における神棚礼拝に関する記述はなく、入学説明会でもそのような説明は一切なかった。しかし、Y校長の強い要望もあって、空手の担当教員は、最初の授業から、受講生全員を神棚の前に整列させて2礼2拍手1礼するよう指導した。Xは、強い心理的苦痛を感じ、担当教員に神道式礼拝を止めるよう申し出たが、いやな場合はほかの科目を選択するように言われた。Xは、他の柔道、剣道ではなおさら問題があろうし、新しい科目だからこそ問題提起をしようと考えている。

### 〔設問〕

本件における憲法問題について論じなさい。

以 上